

正会員の入会及び退会に関するガイドライン

第1条（目的）

正会員とは、各都道府県におけるカーリング競技を統轄する団体及び日本チェアカーリング協会であって、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）に入会したものであるが、本ガイドラインは正会員たる資格の得喪について定めるものである。

第2条（定義）

- 1 正会員である団体とは、都道府県協会。
- 2 カーリング競技指導員とは、公益財団法人日本体育協会が定める指導員講習を受けて、指導員資格試験に合格した者。
- 3 カーリング競技審判員とは、本協会が実施する審判員講習を受け、審判員試験に合格したもの。

第3条（入会）

本協会への入会には、本協会定款第7条に従い、理事会の承認が必要とされているが、承認の前提として、正会員になろうとする団体においては、以下の基準を満たしていることが望ましい。

- 1 都道府県内での活動実績が3年以上あること
- 2 正会員となった場合に、団体には2名以上のカーリング競技指導員資格を有する者の登録が見込まれること。
- 3 正会員となった場合に、団体には2名以上のカーリング競技審判員資格を有する者（級を問わない）の登録が見込まれること。

第4条（正会員資格の保持）

都道府県協会については、正会員としての資格保持のために以下の基準を満たすよう努力することが望ましい。

- 1 都道府県協会は、2名以上のカーリング競技指導員資格を有する者をその協会に登録させること。
- 2 都道府県協会は、2名以上のカーリング競技審判員資格を有する者をその協会に登録させること。
- 3 都道府県協会は、第1項及び第2項が満たされなくなった場合、3年以内にそれらを満たすことができるようにすること。

第5条（退会推奨）

都道府県協会において、第3条第1項及び第2項に定める基準を3年以上満たすことが

できていない状態が継続している場合には、理事会の決議をもって、当該都道府県に対して退会推奨をする。

第6条（ガイドラインの改訂）

本ガイドラインは、理事会の決議により改定することができる。

附則

本ガイドラインは、平成26年6月21日の理事会決議をもって、効力を発するものとする。